明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通五〇）　一
〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通八二六）　四
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同八二七）　四
○装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（同八二八）　七
○道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同八二九）　三
〔公　告〕
裁判所
諸事項　三
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○国土交通省令第五十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条及び第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条並びに第七十五条の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、後写鏡」の下に「、後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。以下同じ。）」を加え、「第四十四条第五項」を「第四十四条第六項」に改め、「の後写鏡」の下に「及び後方等確認装置」を加える。

第十五条第二項中「車両総重量が二・八トン」を「貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が三・五トン」に改める。

第十七条第三項中「専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車、車両総重量が二・八トンを超える自動車、」を「自動車（」に、「並びにカタピラ」を「、カタピラ」に、「軽自動車」を「軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車」に改める。

第二十二条第二項中「旅客自動車運送事業用自動車」の下に「（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）」を加える。

第二十五条第五項中「旅客自動車運送事業用自動車及び」を削る。

第四十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつては、この限りでない。

第四十四条第二項中「左外側線」を「外側線」に改め、同条第四項中「前項」を「第一項の後方等確認装置並びに第二項及び前項」に、「同項」を「それぞれ、これらの規定」に改め、同条第五項中「後写鏡」の下に「若しくは後方等確認装置」を加える。

第四十六条第二項中「走行距離計」を「運転者が運転者席において容易に走行距離を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し告示で定める基準に適合する走行距離計」に改める。

第五十条中「旅客自動車運送事業用自動車」の下に「（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）」を加える。

第六十四条の二第四項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「それぞれ、これらの規定」に改める。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号の二及び第三号の三中「、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに」を「及び」に改め、同条第三号の五中「自動車（」及び「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「、小型特殊自動車並びに」を「及び」に、「を除く。）」を「以外の自動車」に改め、同条第三号の